

第10節 特別教育活動 ・学校行事等

1 特別教育活動

特別教育活動の本質を正しくとらえ、適切に実施するように指導をすすめてきた。

本年度において、特別教育活動の改善充実のためのおもな行事は下記のとおりである。

(1) 小学校教育研究協議会特別教育活動部会

① 研究主題

「特別教育活動において創造性を高めるためにはどうすればよいか。」

——特に児童会活動について——

② 主催 県教育委員会、県小学校教育研究会、関係市町村教育委員会

③ 期日 地区 昭和44年7月23日

県 昭和44年10月1日～2日

④ 会場 地区 各地区ごとに設定(16会場)

県 伊達町立伊達小学校

(2) 中学校教育研究協議会特別教育活動部会

① 研究主題

「生徒会活動と学級活動との関連を深め、自主的活動を伸ばす指導をどうしたらよいか。」

② 主催 県教育委員会、県中学校教育研究会、関係市町村教育委員会

③ 期日 地区 昭和44年7月24日

県 昭和44年9月25日

④ 会場 地区 各地区ごとに設定(16会場)

県 会津若松市立第二中学校

2 学校行事等

学校行事等の運営については、まず諸種の行事を学校行事等の目標に照らして精選し、全人教育の立場から、他領域との関連を考えた指導計画を立てるようにしている。

各学校においては、地域や学校の実情に応じて、教育的効果をじゅうぶんあげることのできる内容のものを実施するようにしている。指導にあたっては、教師の共通理解と協力を得、児童・生徒の積極的な参加によって、自主性を高め、集団の中での個人指導、指導結果の評価などに重点をおいて努力している。

特に本年度は、卒業式のあり方について検討を加え、小・中・高等学校に対して、従来の卒業式のあり方を反省して、厳粛で、祝意に満ち、しかも簡素化した卒業式が行なわれるよう指導した。

また、県立学校については、修学旅行の基準を次のように改め、通達を出した。

(1) 日数および泊数について

- 高等学校、特殊学校高等部……………5泊6日以内
- 特殊学校中学部……………2泊2日以内
- 特殊学校小学部……………日帰りを原則

(2) 出発・帰着の時刻について

深夜・早朝の出発および帰着は絶対に避けること。見学等の日程も、生徒の健康・安全確保のうえから、勤務時間内に終了するよう計画をたてること。

(3) 車(船)泊について

できるだけ車(船)泊は避けるようにつとめ、やむを得ない場合にも、一泊を限度とすること。

(4) 承認申請および実施報告について

修学旅行を実施しようとする場合には、学校長は、修学旅行実施承認申請を、少なくとも出発予定日の2カ月前までに県教育長に提出し、承認を得ること。

また、修学旅行が終了したときは、修学旅行実施報告書を、実施後10日以内に県教育長にし報告すること。

(5) この基準は、昭和45年4月1日から実施する。

なお、学校行事等に関する研修として小中学校では小・中学校教育研究協議会の中に学校行事等部会を設け、高等学校では、方部ごとに特別活動指導講習会を開催し、多くの参加者を得て活発に研究協議した。

第11節 学校図書館

1 概 況

本年度も、文部省では例年のとおり、学校図書館司書教諭講習会を実施するとともに、学校図書館研究協議会を開催した。学校図書館は、従来からその重要性が強調されてきたところであるが、今回の教育課程の改訂にあたり、その位置づけを明確にし、学校図書館の効果的な運営について積極的な態度を示している。

学校図書館が、教育課程の展開に寄与し、学習指導の効率を高めようとする学習センター的性格を有することについては、しだいに理解と関心が深まり、その方面の活動が盛んになってきた。

また、読書によって豊かな人間性を育てるために、学校図書館教育の重要性はますます強調され、各学校においても、読書指導を重視して指導にあっている。

なお、学校図書館の施設・設備や各種資料の整備、あるいはその活用については、漸次向上しつつあるがやはり地域差、学校差がみられるので、この点については、じゅうぶん検討しなければならない問題点である。

2 学校図書館研究協議会

(1) 目 的

小学校、中学校および高等学校の学校図書館に関する諸問題について研究協議し、教育課程の効果的な実施に資する。

(2) 主 催 文部省

(3) 期 間 昭和45年2月4日(水)、5日(木)

(4) 会 場 国立教育会館ならびにオリンピック記念青少年総合センター

(5) 本県からの参加者

小学校部会

安達郡東和町立下太田小学校教諭 桑原 兵永
福島県教育庁義務教育課指導主事 宇田 哲雄